

参 考 資 料

府中町スポーツ推進会議設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に基づく府中町スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び見直し並びにスポーツの推進における必要な検討を行うにあたり、幅広い視野からの意見を求めるため、府中町スポーツ推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 推進計画の策定及び見直し並びにスポーツの推進に関する必要な事項。
- (2) 推進計画に記載する内容に関する事項。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 教育、行政機関関係者
- (4) 各種団体代表者
- (5) 公募委員又は教育長がスポーツの推進のために特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定又は見直しが完了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 議長は、推進会議の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が

推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定により行う委員の委嘱に係る必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

府中町スポーツ推進会議委員名簿

区 分	名 前	備 考
学識経験者	曾根 幹子	会長 広島市立大学名誉教授
スポーツ 団体関係	小林 静枝	府中町体育協会会長
	門前 俊幸	府中町スポーツ推進委員協議会会長
	阿部 和子	一般社団法人呉娑々宇スポーツクラブ 常任理事
教育・行政機関	南角 明	安芸郡小学校体育連盟 府中小学校教諭
	久保 直樹	安芸郡中学校体育連盟 府中中学校教諭
	杉山 浩紀	広島県地域政策局 スポーツ推進課長
各種団体	垣原 隆博	安芸郡身体障害者福祉協会会長
	清水 信代	府中町健康づくり推進協議会副会長
公募委員	篠崎 正大	公募委員

府中町スポーツ推進計画

発行年月：令和3（2021）年3月

発 行：府中町教育委員会

編 集：府中町教育委員会事務局社会教育課

〒735-0006 広島県安芸郡府中町本町 1-10-15

電話：(082) 286-3272 FAX (082) 286-3298

E-mail：syakaikyouikuka@town.fuchu.hiroshima.jp